平成２７年（フ）第７号
佐賀県唐津市二タ子２丁目７番24号　レオパレスゴールド舞107号
債務者　中山　祐介
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４１３号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目72番２号
債務者　有馬真一郎
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０号
鹿児島県霧島市国分敷根1149番地12
債務者　恵畑　瑞代（旧姓森重）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
福島県須賀川市旭町89番地　アムフルス１号館201号
債務者　伊藤　春香
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
富山市高屋敷181番地２
債務者　川合　奈与（旧姓田熊）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１４号
千葉県流山市若葉台58番地の224
債務者　山内　憲一
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４４号
千葉県柏市松葉町７丁目37番地１　松葉町サンコーポ105号
債務者　大串　和稔
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１号
北九州市小倉南区志井５丁目19番２号　207
債務者　釘宮恵利子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５０号
北九州市小倉北区神岳２丁目５番21―203号
債務者　佐本　正名
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３号
青森県弘前市大字東城北２丁目５番地13
債務者　三上　恵子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１１号
青森県弘前市大字紙漉町10番地22　ホワイトレジデンス７号
債務者　三浦　友美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第７号
広島県福山市沖野上町１丁目３番18―104号　レオパレスサンローズ
債務者　高田　祐也
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１４号
広島県福山市新涯町３丁目７番24号
債務者　廣保　　勉
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２６号
広島県福山市宝町７番24―306号
債務者　南　　敦子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2194番地の14
債務者　沼﨑　智恵
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１８６９号
名古屋市中川区大地１番地の６　万場荘３棟302号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字川畔86番地の21
債務者　山田　孝雄
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９号
山口市大内矢田北２丁目13番20号
債務者　来栖　和恵
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係